

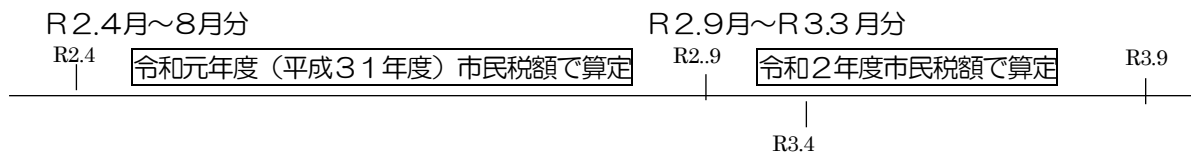
令和2年度保育料算定等に関するお知らせ

米沢市健康福祉部こども課

1. 0歳児から2歳児クラスの子どもの保育料

保育料の算定について

保育料は、お子さんの支給認定区分、年度の初日における年齢、保育必要量（標準時間・短時間）、きょうだいの状況、世帯（原則は父母）の市民税額などにより算定します。世帯の市民税額は、4～8月分は前年度の税額を、9～3月分は当該年度の税額を基に算定するため、毎年9月に切り替わります。ただし、4月には、同一世帯のきょうだいが進級する等により、保育料負担軽減の対象かどうかが変わるため、保育料決定通知書は、4月上旬（4月分からの通知）と9月上旬（9月分からの通知）の年2回送付します。



住民税が未申告の場合は算定できませんので、前年に収入が無かった場合や、申告を求められなかった場合でも、支給認定を受けて施設を利用する場合は、必ず毎年申告をしてください。

*未申告の方については、最高階層区分（2・3号認定はD8階層）で決定する場合があります。

※令和2年4月で2歳児の場合、年度内に誕生日を迎えて3歳になっても、令和3年3月まで「3歳未満の保育料」となります。3歳以上の保育料となるのは令和3年4月からです。

※年度途中で修正申告などにより税額更正があった場合は、こども課で確認できた翌月から保育料が変更となります。

保育料の変更について

年度途中に、婚姻、離婚や転居等で世帯員の変更があった場合や支給認定内容に変更が生じた場合（就労から求職活動に変わった等）はこども課で手続きが必要です。

手続きにより、翌月からの保育料を算定し直し、変更が生じた場合は保育料変更通知書をお送りします。

※支給認定や保育料の変更は、通常、変更認定申請月（原則20日締切）の翌月1日からの適用になります。

保育料のお支払いについて **必ず期限までに納めてください。**

【市内の保育所と市外の私立保育所を利用する方】

保育料は市に納付となります。

口座振替か納付書によるお支払いのいずれかになりますが、**なるべく口座振替**での支払いにご協力ください（月末振替。土日祝日の場合は翌営業日）。ごきょうだいが新たに入所する場合は、新園児分の口座振替申込みが必要です。納付書での納入の場合、毎月中旬に納付書をお送りしますので、月末までに金融機関にてお支払いください（土日祝日の場合は翌営業日まで）。

※詳しい支払いに関するお知らせと米沢市公金口座振替申込書は4月の納付書に同封いたします。

【上記以外の施設を利用する方】

保育料は利用する施設に納付となります。納付方法は各園にお問合せください。

保育料の負担軽減について

保育料は、国が定めた階層区分と基準額を基に、市町村で定めています。米沢市では、国の基準額の約8割～9割の額で設定し、保護者の皆さんの負担軽減を行っています。

また、市独自に小学校6年生までから数えて第3子以降のお子さんは無料としています。

【負担軽減措置】

年収約360万未満相当世帯のひとり親世帯等と多子世帯を対象にした軽減措置が設けられています。

ひとり親世帯等負担軽減の該当⇒ 2・3号認定：市民税所得割額77,100円以下の世帯

多子世帯負担軽減の該当⇒ 2・3号認定：市民税所得割額57,700円未満の世帯

○ ひとり親世帯等（ひとり親世帯、障がい者（児）がいる世帯）

別紙保育料月額表のとおり、ひとり親世帯等以外の世帯と比較して、軽減措置が反映された保育料が設定されています。

○ 多子世帯（保護者の監護を受けている兄弟がいる世帯）

2・3号認定

D1階層の一部～D8階層は、小学校入学前の負担額算定基準子どもから数えて第2子が半額、第3子以降は無料ですが、B～D1階層（市民税所得割額57,700円未満の方のみ）は、「小学校入学前の負担額算定基準子どもから数える」という年齢の制限がありません。（ひとり親世帯等の場合は、D2階層市民税所得割額77,100円以下で該当）

※負担額算定基準子どもとは、次の施設・事業を利用している子どもです。

幼稚園・保育所・認定こども園・小規模保育事業・企業主導型保育施設・特別支援学校幼稚部・

児童心理治療施設・児童発達支援・医療型児童発達支援・居宅訪問型児童発達支援事業

○その他

下記に該当する方で、負担軽減措置を受けるためには、手続きが必要です。まだ手続きをしていない方、ご自分が該当するか確認したい方は、こども課子育て支援担当にお問合せください。

- 1 一度も結婚歴のないひとり親世帯
- 2 入所児童と同居するご家族の中に障害者手帳等をお持ちの方がいる世帯
- 3 満3歳以上でまいつる幼稚園に在園する、入所児童からみた兄弟がいる世帯
- 4 小学校6年生までの兄弟から数えて第3子以降の児童が入所している世帯
- 5 入所児童とは住民票上の住所が異なる兄弟がいる世帯
- 6 特別支援学校幼稚部を利用している、入所児童からみた兄弟がいる世帯

2. 幼児教育保育無償化

○ 3歳児から5歳児の保育料が無償となります。

1号認定及び、2号認定（令和2年4月1日現在の年齢が3歳以上）のお子さん。

〔1号認定のお子さんの預かり保育の無償化については、別途子育てのための施設等利用給付認定申請が必要になります。〕

○ 市町村民税非課税世帯の0歳児から2歳児のお子さん。

詳しくは、同封の「米沢市特定教育・保育施設等保育料」をご覧ください。

※通園送迎費、食材料費、行事費などについては、無償化の対象外です。

3. 3歳以上の副食費について

1号認定及び、2号認定（令和2年4月1日現在の年齢が3歳以上）のお子さんの主食費、副食費については各施設等に直接お支払いください。

ただし下記に該当する場合、副食費の支払いが免除されます。

① 年収360万円未満相当世帯のこども

1号認定 ⇒市民税所得割額77,100円以下の世帯

2号認定 ⇒市民税所得割額57,700円未満の世帯（ひとり親世帯等については77,100円以下）

② 1号認定：所得階層にかかわらず小学校3年生から数えて第3子以降の子ども

2号認定：所得階層にかかわらず、下記の施設、事業を利用する就学前子どもの最年長の子どもから数えて第3子以降の子ども

幼稚園・保育所・認定こども園・小規模保育事業等・企業主導型保育施設・特別支援学校幼稚部・

児童心理治療施設・児童発達支援・医療型児童発達支援・居宅訪問型児童発達支援

③ ①、②以外の方で小学校6年生から数えて第3子以降の子ども（米沢市独自軽減）

※副食費の支払いが免除となった方へは、あらためて「副食費徴収免除のお知らせ」をお送りいたします